

# 第180回一関市教育委員会定例会

日時：平成30年5月29日（火）

午後2時～4時

場所：議会第2委員会室

## 1 開 会

## 2 議 事

議事日程第1 議案第10号 一関市社会教育委員の委嘱について

議事日程第2 協議第3号 一関市民俗資料館条例の制定について

## 3 報 告

(1) 行事報告及び6月行事予定について (資料No.1)

(2) 第70回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会一関大会について  
(資料No.2)

## 4 その他

平成30年度学校教育行政の重点について（学力向上） (資料No.3)

## 5 閉 会

第180回一関市教育委員会定例会議案件名表

議案第10号	一関市社会教育委員の委嘱について
協議第3号	一関市民俗資料館条例の制定について

議案第10号

一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市社会教育委員を委嘱することについて議決を求める。

1 委嘱（平成30年6月1日付） 任期 平成30年6月1日から平成32年5月31日まで

No.	氏名	所属等	区分
1	鈴木五郎	一関文化協会常任理事	社会教育関係者
2	小野寺留美	一般社団法人一関市体育協会事務局次長	社会教育関係者
3	浅野裕美	一関市PTA連合会理事	家庭教育関係者
4	皆上聖一	千厩小学校長	学校教育関係者
5	館澤敏子	一関市地域婦人団体協議会連合会理事	家庭教育関係者
6	中尾彩子	修紅短期大学助教	学識経験者
7	鈴木勝博	大東高等学校長	学校教育関係者
8	千葉裕	特定非営利活動人里山自然学校はずみの里理事長	社会教育関係者
9	千葉淑子	中里放課後子ども教室指導員	社会教育関係者
10	齋藤公伸	菽荘体育協会事務局長	社会教育関係者
11	千葉周	永井地域コミュニティ活性化協議会副会長	学識経験者
12	及川伊都子	花泉町婦人団体協議会長	家庭教育関係者
13	及川恭一	元猿沢小学校PTA会長	家庭教育関係者
14	及川恵理子	カンガルーム（社会教育関係団体）代表	社会教育関係者
15	千葉喜代一	奥玉市民センター生涯学習推進員	社会教育関係者
16	村上とも子	千厩図書館運営協議会委員	社会教育関係者
17	千葉みのる	たいしたもんだ未来塾（地域協働体）監事	学識経験者
18	奥野幸市	室根芸術文化協会会長	社会教育関係者
19	金今寿信	川崎まちづくり協議会議員	学識経験者
20	葛城行将	藤沢町住民自治協議会副会長	学識経験者

平成30年5月29日提出

一関市教育委員会教育長 小菅正晴

理由

任期満了により新たに一関市社会教育委員を委嘱しようとするものである。これがこの議案を提出する理由である。

協議第3号

一関市民俗資料館条例の制定について

一関市民俗資料館条例を次のとおり制定するよう市長に申し入れたいので協議します。

平成30年5月29日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市民俗資料館条例

(設置)

第1条 本市の民俗資料等を保存し、その活用を図り、もって市民の文化の向上に資するため、民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
一関市民俗資料館	一関市大東町渋民字小林 25 番地

(入館の許可)

第3条 資料館に入館しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、資料館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、資料館の管理上適当でないと認めるとき。

3 市長は、資料館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(入館許可の取消し等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは資料館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- (2) 偽りその他の不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 資料館の管理上必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償)

第5条 自己の責めに帰すべき理由により資料館の施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

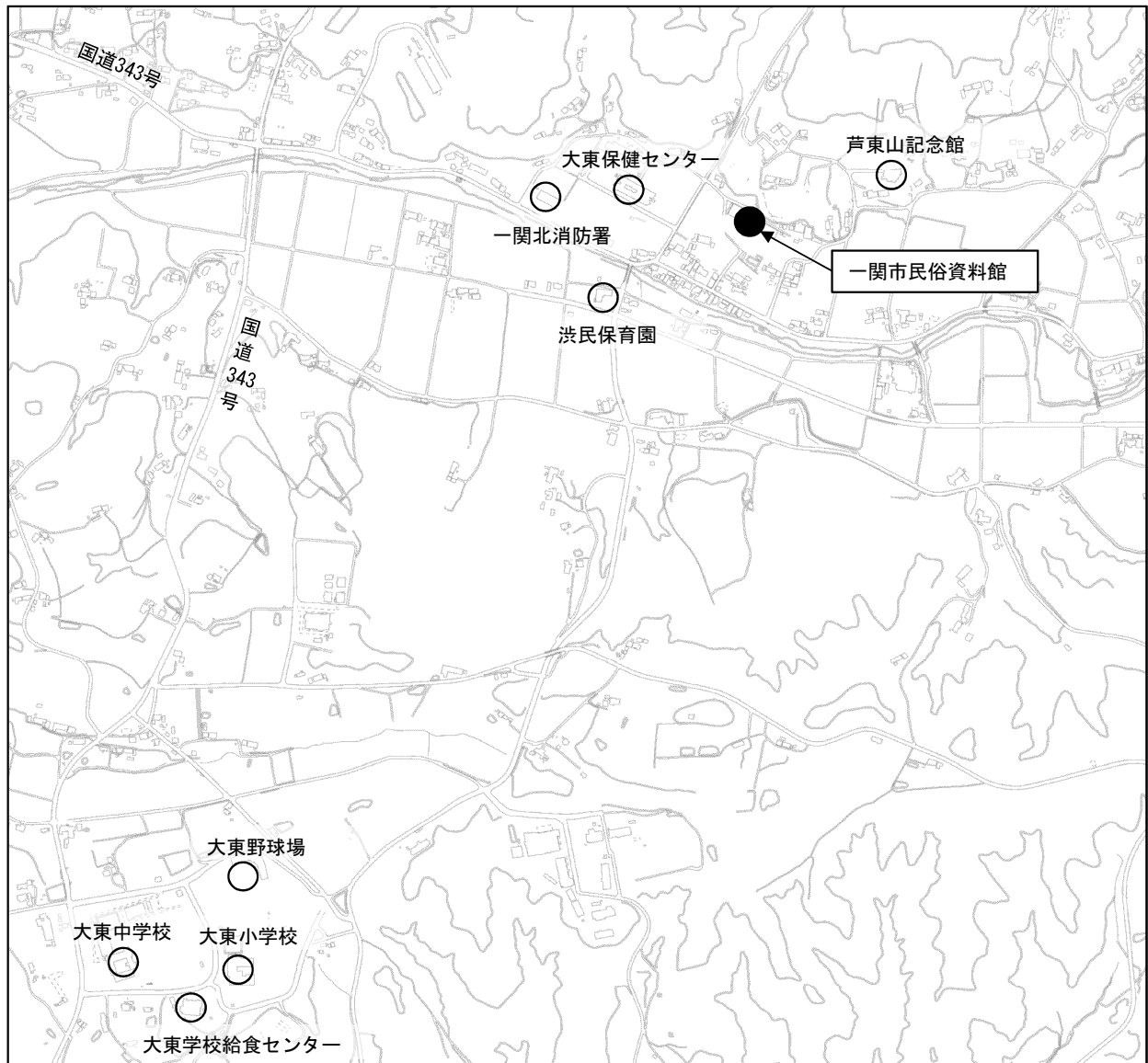
(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年11月1日から施行する。

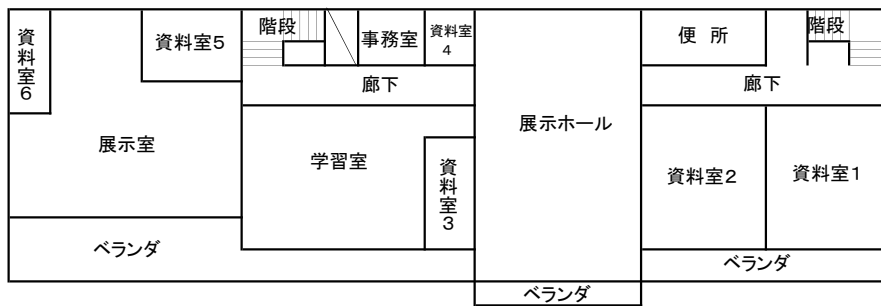
位置図



平 面 図



【2階】 一関市民俗資料館



参考【1階】 渋民市民センター

